

# 令和 4 年 11 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 11 月 28 日 (月)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年11月28日(月)  
午前9時30分開会 午前10時31分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第56号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
    - 議案第57号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
    - 議案第58号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第59号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
    - 議案第60号 非農地証明(遊休農地)について
    - 議案第61号 豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準等の改正について
    - 議案第62号 農地利用最適化推進委員の辞任について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
    - 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
    - 報告第7号 豊橋税務署からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	5 番 河合 孝子
6 番 河根 規雄	7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美
9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲
13 番 高部 宏生	16 番 日向 勉	20 番 前田 裕子
21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子

6 欠席委員 4 番 加藤正雄

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 4 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 11 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いいたします。

議席番号 4 番加藤正雄委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思います。異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 13 番高部宏生委員、同 20 番前田裕

子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、9日の書類説明会、農業委員による現地調査、21日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、書類説明会時の番号1番、2番で申請のあった借受人が一般法人の案件について、地域との役割分担が行われていないため11月14日に取下げ願いが提出されました。そのほかについては変更、取下げ等はございません。

事務局 はい、議長。転用関係につき、9日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

資料1、5条番号5番の資材置場の案件について、雨水排水や土砂の飛散対策を確認するため審査を行いました。雨水排水については、公衆用道路は申請地側に側溝がないため、申請地内で自然浸透できるように、道路高より低く造成を行い対応することです。また、用悪水路へも影響が出ないように勾配を2度程度に造成し、水路側は高くなるよう設定した上で浸透柵を設置します。土砂の飛散防止対策として3mの鉄製フェンスを設置し対応するため、周辺農地の営農に支障がないことが見込まれます。続きまして、書類説明会では5条19番で申請のあった天伯町での農業用資材置場の案件について、都市計画法との調整が整わないため、11月15日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。以上です、よろしくお願ひします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料1 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第53号、1ページをご覧ください。

番号1番から5番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第54号、2ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地等に係る営農条件の支障については、承諾を得た旨の記載がある案件です。一時転用については、該当ありません。詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。  
委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 20 番までの 20 件を一括上程いたします。

なお、番号 9 番と 10 番は酒井保委員が渡し人のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。関係案件のみ一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 55 号、3 ページをお願いします。

番号1番から20番までの20件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番から4番、7番、15番、16番、18番から20番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番、5番、6番、8番から14番、17番です。一時転用については、番号3番、4番、12番、13番が営農型太陽光の案件で3番、4番が荒廃農地により10年間、12番、13番が認定農業者により10年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。詳細については、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 9 番と 10 番の 2 件とそれ以外の案件とに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 9 番と 10 番の 2 件を一括審議します。

酒井委員は、退席してください。

〈酒井保委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

酒井委員は、復席してください。

〈酒井保委員 復席〉

続きまして、番号9番と10番を除く18件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第56号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第56号、6ページをお願いします。

番号1については、工事に必要な仮設事務所等を設置するため令和3年9月21日付けで許可を得ておりますが、工期の延長に伴い、1か月の期間を延長するものです。番号2については、資材置場を設置するため令和4年7月14日付けで許可を得ております

が、5条11番の申請地と併せて利用することに伴い、利用計画に一部変更が生じたことと権利の設定を使用貸借による権利から所有権移転へ変更するものです。番号1番、2番について造成の変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委員 議長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、議案第 57 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 57、7 ページをご覧ください。

議案第 57 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委員 議長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。



これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議長

続きまして、議案第 58 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 58 号、8 ページをご覧ください。

議案第 58 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 8 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして議案 59 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 59 号、10 ページをご覧ください。

議案第 59 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 3 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。  
続きまして議案第 60 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を一括上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 60 号、11 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決  
して異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、資料 1-1、議案第 61 号「豊橋市農業委員会農地法  
第 3 条に係る許可基準等の改正について」を議題といたします。

内容について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 61 号資料 1-1  
をご覧ください。

議案第 61 号は豊橋市農業委員会農地法第 3 条に係る許可基準  
等の改正についてです。これまで所有権を取得した農地について  
は、原則として 3 年以内の転売、転貸及び転用を認めないことと  
しておりましたが、今後、この運用をとりやめることとし、この  
運用を定めた農地法第 3 条に係る許可基準、農地法第 4 条及び第  
5 条にかかる進達基準、農地法関係許可申請等の事務取扱基準及  
び別記第 7 号様式、第 9 号様式の関係箇所を削除するものです。  
また、この改正につきましては、令和 4 年 12 月 1 日に施行した  
いと考えております。詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひします。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑  
を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、資料 1-2、議案第 62 号「農地利用最適化推進委員  
の辞任について」を議題といたします。

内容について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。議案第 62 号、資料 1-2 をご覧ください。

議案第 62 号は、「農地利用最適化推進委員の辞任について」で  
ございます。令和 4 年 11 月 7 日付で藤井推進委員から一身上の  
都合により、辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第 23 条の規定では、推進委員の辞  
任については、正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て  
辞任することができるかとあります。よって、農業委員会の同意を  
求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑  
を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、同意することと決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。  
次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1、12 ページをお  
願します。

報告第 1 号の番号 1 番から 2 番の 2 件、及び 13 ページからの  
報告第 2 号の番号 1 番から 16 ページ 23 番までの 23 件について  
は、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定めら  
れた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記  
載の日付で受理しました。次に 17 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、農地所  
有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月  
以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たして  
いることを確認し処理しました。次に 18 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 20 ページ 21 番までの 21 件につい  
ては、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知があ  
りましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 21 ペ  
ージをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番 3 番は宅地課税で 2 番は墓地課税でした。次に 22 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。番号 1 番は登記申請時に農地法の許可書等の添付がないため照会があったものです。昭和 39 年頃許可申請で対応した履歴はあるものの許可したことは確認できませんでした。そのため、現況証明の処理基準により確認したところ要件を満たしておりますので、非農地と判断し 10 月 27 日付、事務局長名で回答しました。次に 23 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、豊橋税務署財務事務官からの照会です。当該地は調整区域の農地ですが、農振農用地に指定されていない農地で、現地調査の結果、現況は農地でしたので農地性ありと判断しました。10 月 27 日付事務局長名で回答しました。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 08 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。（午前 10 時 09 分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 10 時 11 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年11月28日

議 長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(13番 高部 宏生 委員)

議事録署名者  
(20番 前田 裕子 委員)